

令和元年度 福島県生活習慣病検診等管理指導協議会
乳・子宮がん合同部会提言

【提言】

1 受診率対策に関して

(1) 若い世代へのがんを含めた健康教育

子宮頸がんでは20～30代の若い世代における受診率が低下傾向にあるため、この世代をターゲットとした受診勧奨の強化が受診率の向上のために必要である。

そのため、中高生など若年層に対し、がんを含めた女性のライフステージに応じた健康課題について、がん教育と連携を図りつつ、がんに対する正しい知識及びがん検診の重要性について普及啓発する必要がある。

また、様々な機会を捉え、検診対象になる前から健康意識の向上や検診を定期的に受診することの重要性への理解を深め、検診受診への抵抗を低減するための啓発活動を推進していく必要がある。

乳がん検診においては、国の指針変更により視触診が推奨されなくなったことから、日頃からの自己触診が重要であり、自己触診方法について周知することと併せて、異常があった場合には医療機関を受診し早期発見・早期治療につなげることが重要であることを十分に周知啓発する必要がある。

(2) 効果的な受診勧奨・啓発活動の実施と検証

受診率やプロセス指標値について、各市町村の結果をフィードバックするとともに、自市町村の現状を認識してもらい、受診率及び精検受診率向上への対策を協議・実行する必要がある。

また、高い受診率の市町村の取組を他市町村が参考にできる機会を設け、受診率向上対策の推進を図る必要がある。

さらに、現在取り組んでいる受診勧奨・再勧奨の効果検証を行い、受診率及び精検受診率向上に有効な取組方法を提示する等して、市町村の受診率向上に向けた取組を支援していく必要がある。

2 精度管理に関して

(1) 受診率・精検受診率の目標値達成に向けて、市町村への受診勧奨・再勧奨について引き続き指導・助言が必要である。

(2) 住民台帳に基づいたがん検診台帳の作成・管理

がん検診の受診や要精検者の追跡のために住民台帳に基づいた検診台帳の作成は、重要な項目であるため、各市町村は、検診台帳の適正な作成と、それを活用した検診及び精密検査の受診勧奨・再勧奨を実施することが重要であること。

(3) 乳がん部会より、読影医が減少していることから、検診体制の充実に向けて、読影医の確保について対策を講じていく必要がある。

3 補助金等の活用について

(1) マンモグラフィのデジタル読影及びネットワーク化に向けて、市町村や医師会の実態把握に努め、デジタル機器整備に係る補助金の活用に関する情報を、積極的に周知する必要がある。

(2) 子宮頸がん検診の受診率向上に向けて、市町村における無料クーポン券の発行を強化し、補助金の活用を呼び掛けていく必要がある。

【関係機関で対応すること】

1. 県で対応すること

(1) 受診率対策に関して

①若い世代へのがんを含めた女性の健康教育

中高生に対し、がんを含めた「女性のライフステージに応じた健康」についての啓発資料の作成や学習機会の設定により、がん教育と連携しながらがんに対する正しい知識及び検診の重要性の啓発をすること。

乳がんの自己触診については、その重要性及び方法について、引き続き普及啓発活動に努めること。

②様々な機会を捉えた県民への啓発活動の実施

これまで実施してきたがん検診の啓発事業を継続するとともに、県医師会と協力して、検診受診率向上に向けた普及啓発活動に取り組むこと。

③市町村の受診率向上対策への支援

市町村が自市町村のがん検診の現状を把握できるよう、受診率等のデータをフィードバックし、高い受診率の市町村の取組を他市町村が参考にできる機会を設け、受診率向上対策の推進を図ること。

④受診率向上対策についての助言・指導を行うこと。

現在取り組んでいる受診勧奨・再勧奨の効果検証を行い、受診率及び精検受診率向上に有効な取組方法を提示する等して、市町村の受診率向上に向けた取組について指導・助言すること。

(2) 精度管理に関して

①検診受診率・精検受診率の向上

検診受診率・精検受診率の目標値達成に向けて、受診勧奨・再勧奨による受診率の向上対策の実施に努めること。

また、様々な機会を捉え、直接県民に検診受診・精検受診の啓発を実施すること。

②住民台帳に基づいたがん検診台帳の作成

各市町村のがん検診台帳の作成状況の把握に努め、住民台帳に基づいたがん検診台帳を作成するように周知徹底すること。

③チェックリストの遵守状況の把握

市町村に対して、「がん検診チェックリスト（検診実施機関用）」に沿って、委託先検診機関の事業評価を行い、課題の改善に努めるよう助言・指導を行う。

(3) 補助金等の活用について

①マンモグラフィのデジタル読影及びネットワーク化に向けて、市町村や医師会の実態把握に努めるとともに、デジタル機器整備に係る補助金の活用に関する情報について情報収集し、広く市町村や関係機関に対して積極的に周知すること。

②子宮頸がん検診における無料クーポン券の発行、市町村へ補助金の活用について周知徹底すること。

2 県医師会では対応すること

(1) 受診率対策に関して

①若い世代へのがんを含めた女性の健康教育

県で作成する「女性のライフステージに応じた健康」に関する啓発資料の作成や学習機会の提供の際に必要なに応じて、助言・協力をすること。

②さまざまな機会をとらえた県民への啓発活動の実施

ピンクリボン活動をはじめとするがん検診の啓発活動を引き続き実施するとともに、あらゆる機会を捉えて県と協力して啓発活動を行うこと。

③市町村の受診率向上対策への支援

各市町村が自市町村の現状把握及び課題解決のための事業実施の際に、必要なに応じて助言・協力をすること。

(2) 精度管理に関して

①精検受診率の向上

精検受診率向上に向けて、かかりつけ医を通じた精検受診の周知を促進すること。

②チェックリストの遵守状況の把握

市町村からがん検診を受託する際は、「仕様書に記載すべき必要最低限の精度管理項目」に沿って検診を実施するとともに、検診の実施状況をチェックリストに基づき確認し、市町村へ報告するように周知すること。

③市町村の受診率向上対策への支援

各市町村が自市町村の現状把握及び課題解決のための事業実施の際に、必要なに応じて助言・協力をすること。

④がん検診に従事する人材の確保に注力するとともに、検診の質の確保のために、県と協力して、がん検診に従事する医師、検査技師等に対する教育に取り組むこと。